

## 主張対照表 2

番号		記述	被告Yの主張	被告飛鳥新社の主張	原告の主張
	本件表題	「朝日新聞による戦後最大級の報道犯罪」 (表紙)	<p>本件表題は、意見ないし論評の表明であり、その前提事実は真実である。</p> <p>前提事実の一端を挙げれば、朝日新聞は、森友問題を安倍首相の問題として位置付ける事件の構図に合わないという理由で、森友問題に係る国会での最初の質疑を報じず、H議員の質疑を報じた記事(甲4)を安倍首相の答弁を中心に構成するなど、自ら設定した事件の構図に従って報道し、読者を誘導するのであって、このような報道姿勢は、報道機関として許されないものであるから、これを「報道犯罪」と評した。</p> <p>朝日新聞は、伊藤律会見事件、KYサンゴ礁事件、従軍慰安婦報道事件等により、報道機関としては異例のねつ造による社長の引責辞任を繰り返してきたが、そのような戦後の負の歴史に照らしても、上記のような森友問題及びD問題についての朝日新聞の報道は、あるべき報道から逸脱し、上記各事件に匹敵する悪質極まりないものであるから、これを「戦後最大級」と評した。</p> <p>国内有数の報道機関である朝日新聞の報道について、朝日新聞の記事に基づいて「報道犯罪」と評することが、意見ないし論評の域を逸脱したものでないことは明かである。</p>	<p>本件表題は、本件書籍の全体を通じて究明した事実に基づいて、森友問題及びD問題についての朝日新聞の報道に対する総括的な評価を述べたものであり、意見ないし論評の表明である。</p> <p>「報道犯罪」は、朝日新聞の報道が国政の混乱と停滞をもたらした点で犯罪行為にも比すべきものと評したものである。</p> <p>「戦後最大級」は、朝日新聞の戦後の二大誤報である従軍慰安婦問題及び原発事故の吉田調書歪曲問題をも超えるものとして評したものである。</p>	<p>原告が森友問題を安倍首相の問題とするために記事を恣意的に選択しているなどということではなく、意見ないし論評の前提事实在が真実であるとはいえない。</p> <p>本件表題は、事実に基づかないものであり、おおよそ正当な検証過程と結果をまとめたものなどではない。</p>
	本件献辞	「無双の情報ギャング 朝日新聞に敬意を込めて捧ぐ」(2頁)	<p>本件献辞は、意見ないし論評の表明であり、その前提事実は真実である。</p> <p>朝日新聞は、この時期の歴史的変動についての報道と均衡を失する程に、森友問題及びD問題を偏重して報道した。このような報道姿勢は、読者及び国民に対する背信的なものであるから、これを比喩的に「情報ギャング」と評したのである。</p>		<p>本件献辞は、事実に基づかないものであり、おおよそ正当な検証過程と結果をまとめたものなどではない。</p>
1	本件記述1	<p>「“スクープ”はこうしてねつ造された」</p> <p>「本当は何が問題だったのか?—明かされる真相」(帯)</p> <p>「別々の問題をまったく同じ手法で事件化する『虚報の連鎖』」(帯)</p> <p>「『虚報』で政治をぶち壊し続ける『報道機関』の存在」(7頁)</p>	<p>本件記述1は、事実の摘示ではなく、意見ないし論評の表明であり、その前提事実は真実である。</p> <p>本件記述1の「ねつ造」は、本来は存在しない疑惑が記事の印象によって作られるということを表したものである。</p>	<p>本件記述1は、事実の摘示ではなく、本件書籍の全体を通じて積み上げた検証を背景に、本件書籍の導入部分において、朝日新聞について、長期にわたって不誠実な報道姿勢を貫いてきたと評価した意見ないし論評の表明であり、正当な論評である。</p>	<p>本件記述1は事実の摘示である。</p> <p>被告らは、本件記述1の摘示事実について真実であるとの主張立証をしない。</p> <p>原告の森友問題及びD問題に関する報道に「ねつ造」や「虚報」はないから、本件記述1の摘示事実は真実でない。</p>

番号		記述	被告Yの主張	被告飛鳥新社の主張	原告の主張
2	本件記述 2	<p>「何よりも衝撃的なのは、仕掛けた朝日新聞自身が、どちらも安倍の関与などないことを知りながらひたすら『安倍叩き』のみを目的として、疑惑を『創作』したことだ。」(5頁)</p> <p>「『安倍叩き』は今なお『朝日の社是』なのだ。」(19頁)</p>	<p>本件記述 2 は、事実の摘示ではなく、意見ないし論評の表明であり、その前提事実は真実である。</p> <p>朝日新聞は、「安倍首相が森友問題及びD問題についての疑惑を解消せずに隠蔽しようとしている」と報道しており、疑惑がないのに疑惑があるかのように報道することを「疑惑の創作」と評したものである。朝日新聞には、安倍首相の責任を問う立場からの社説が並ぶ一方、これと異なる立場からの社説はない。朝日新聞の読者がこういった社説や記事の見出しに接し、「安倍首相が森友問題及びD問題に関与しているであろう」と感じることは明らかである。</p> <p>本件記述 2 の「安倍叩きを社是としている」の部分は、森友問題及びD問題について、安倍首相の関与の裏付けがないにもかかわらず、関与があったかのような印象を与える報道をしていることについて、朝日新聞の目的を推論し、これについての意見ないし論評を表明したものであり、朝日新聞の執拗な姿勢を比喩的に表現した誇張表現にすぎない。</p>	<p>本件記述 2 は、事実の摘示ではなく、本件書籍の全体を通じて積み上げた検証を背景に、本件書籍の導入部分において、朝日新聞について、長期にわたって不誠実な報道姿勢を貫いてきたと評価した意見ないし論評の表明であり、正当な論評である。</p> <p>朝日新聞は、取材結果からは森友問題及びD問題への安倍首相らの関与を報道できない状態であったにもかかわらず、安倍首相らの関与があったかのような印象を与える報道を継続した。</p> <p>なお、安倍首相の関与がないことを知っていたかは主観の問題であり、これは真実性の証明の対象ではない。本件記述 2 は、朝日新聞が、安倍首相らの関与があったかのような印象操作を継続しながら、関与の事実を報道しなかったことをもって「知っていた」と評価し、目的を推測し、原告の執拗な姿勢を比喩的に「社是」と表現しているのである。</p>	<p>本件記述 2 は事実の摘示である。</p> <p>被告らは、本件記述 2 の摘示事実（特に「安倍首相の関与などないことを知りながら、安倍叩きのみを目的として」の部分）について真実であるとの主張立証をしない。</p> <p>原告は、森友問題及びD問題について、安倍首相が関与したとは報じていないし、関与していないことを知っていたこともないし、「安倍叩き」を目的としていたこともないし、疑惑を創作したこともない。</p> <p>したがって、本件記述 2 の摘示事実は真実でない。</p>
3	本件記述 3	<p>「実は、Cから朝日記者への情報提供は前から度々あったのである。が、そのままでは記事にできる客観性が担保できない。そこで朝日の記者側から、何らかの訴訟を構成すれば記事にできるとの助言があった末でのこの記事だという。」(22頁)</p>	<p>本件記述 3 の摘示事実は、その重要な部分について真実であるし、被告Yにおいて真実と信ずるについて相当の理由がある。</p> <p>C市議は、朝日新聞の記事(甲2)が掲載される前から、記者に対し、森友問題に関する情報を提供し、これを報道することを求めているが、具体的な動きがないと記事になりにくいと言われたため、訴えを提起して記者会見をしたところ、朝日新聞は翌日にこれを報道した。記事の分量や構成からして、朝日新聞が相当前から関係各方面に取材していたことは明らかである。また、記事の掲載に当たっては、記事を掲載するための紙面を事前に確保しておかなければならないことや、記事に安倍夫人の名前を記載することからすると、編集局長レベルの事前の了解があったことも明らかである。さらに、C市議は、朝日新聞の記者から助言を得て訴えを提起したことを認めていた。</p>	<p>本件記述 3 の摘示事実は、重要な部分について真実であるし、被告飛鳥新社において真実と信ずるについて相当の理由がある。</p> <p>朝日新聞のQ記者が、ラジオ番組においてC市議からの情報提供があったかのような発言をしていたし、C市議は、大手報道機関の記者から取材を受けた際に助言を得たと説明し、「具体的な動きや出来事がないと、報道しづらいんですね」と述べて、「具体的な動き」と報道のしやすさとの関係を認めていた。これを裏付けるように、朝日新聞は、C市議が訴えを提起した翌日に、早々と自身の調査の結果や安倍夫人と森友学園との関係を報じており、事前に十分な準備をしていたことが窺われる。</p> <p>本件書籍が全編にわたって実証主義的な取材態度で執筆されていることから、被告Yがしかるべき方法で事実を確認したと被告飛鳥新社が信頼したことには相当の理由があった。</p>	<p>原告を含む報道機関がC市議に対して訴えを提起すれば記事にできると助言したとの事実はない。</p> <p>被告Yの取材態度は、実証主義とは正反対のものであったし、単に被告飛鳥新社が被告Yを信頼したというだけでは、摘示事实在真実と信ずるに相当の理由があったとはいえない。</p> <p>したがって、本件記述 3 の摘示事実は真実でないし、これを真実と信ずるについて相当な理由もない。</p>
4	本件記述 4	<p>「初報をスクープした朝日新聞は、これらの質疑や会見内容を全く伝えていない」(26頁)</p> <p>「安倍と国有地払下げが結びつく前に、真相が解明されてはスクープの意味はなくなる。朝日新聞は早くも明らかにされてしまった事件の経緯は報じず、じっと待った。」(27頁)</p>	<p>本件記述 4 は、事実の摘示ではなく、「朝日新聞がB理事長及びその代理人弁護士の説明や国会での質疑の重要な点をほとんど伝えていない」という意見ないし論評の表明であり、その前提事実は真実である。</p> <p>朝日新聞は、森友問題が初めて取り上げられた平成29年2月15日のG議員の質疑とこれに対する答弁を全く報道していない。また、朝日新聞は、同月17日のH議員の質疑とこれに対する答弁についても、安倍首相に関連しない部分については全く報道していない。国会という公式の場で政府が公式に答弁したことを報道しなくてよい理由はないし、上記の質疑には定期借地契約を売買契約に変更した経緯等、公表・報道されていなかった重要な論点も含まれていた。</p> <p>朝日新聞は、本件土地の売却価額が近隣土地の10分の1という極めて低額なものであったことを報じていたのであるから、説明された売却価額の根拠を報じて減額の真相を明らかにする必要があった。国会での審議があったとか、その断片を取り出して報じても、原告が初報で提示した報道価値の根本に関して重要な点をほとんど伝えていないものといわざるを得ない。</p>	<p>本件記述 4 は、事実の摘示ではなく、「朝日新聞が本件土地の売買代金の減額の過程についての国会での質疑や会見での説明の内容の重要な点を伝えていなかった」という意見ないし論評であり、その前提事実は真実である。</p> <p>平成29年2月15日の国会での審議においては、J理財局長の答弁を通じて、ゴミ撤去の費用や開校の遅れによる損害を理由に森友学園から本件土地の代金の減額を迫られた近畿財務局が、大阪府私学課と相互に曖昧な処理をして、妥協を重ね、結果として減額が実現したという経緯が明らかにされた。このようにして安倍首相らの関与と整合しない意思決定の過程が説明されたにもかかわらず、朝日新聞の記事(甲3、4)はこれを詳述しなかった。それまでの自身の報道内容と異なる国会での答弁を、省庁から説明のあった減額の理由が既に報道されていたとして報道しないのは不適切で、重要な点を伝えていないという評価は正当である。</p>	<p>本件記述 4 は事実の摘示である。</p> <p>被告Yの主張は、本件記述 4 の摘示事実について真実性を主張するものではない。</p> <p>朝日新聞の記事(甲4)は、「国有地売却巡り国会で答弁」との見出しで衆議院予算委員会での民進党のH議員の質疑を報じているし、朝日新聞の記事(甲3)は、B理事長及びその代理人弁護士への取材も報じているから、質疑について全く伝えていないとの本件記述 4 の摘示事実は真実でない。</p>

番号		記述	被告Yの主張	被告飛鳥新社の主張	原告の主張
5	本件記述5	<p>「なお、この日、国会では自民党のIが質問に立ち、J理財局長から、国有地売却の全体像を的確に引き出している。もしマスコミがこの質疑をきちんと国民に伝えれば、『森友問題』はほぼ終息していたであろう。しかし、朝日新聞は一行も記事にせず、テレビ報道もまたこれを黙殺した。」(63頁)</p>	<p>本件記述5は、「朝日新聞やその他の報道機関が森友問題に関する国会での質疑を適正に報道していれば、森友問題は終息していたにもかかわらず、適正に報道しなかった」という意見ないし論評の表明であり、その前提事実は真実である。</p> <p>朝日新聞の記事(甲5の1)の見出しは、「野党追及『役所が付度』」、 「色をなす首相『印象操作』」であり、与党のI議員の質疑は重視されていない。また、別の記事(甲5の2)は、I議員の質疑のうち森友学園からの損害賠償請求の可能性、国の瑕疵担保責任の免責の有無だけが採録されたもので、質疑が持つ意味の解説がなく、読者が十分に理解することができない。安倍首相の関与を匂わず見出しが前面に押し出され、本件土地の売却先が森友学園となった経緯や代金が減額された理由に関する質疑の具体的な内容は報道されていない。</p>	<p>本件記述5は、事実の摘示ではなく、「朝日新聞が森友問題に関する国会での質疑を十分に報道していない」という意見ないし論評の表明であり、その前提事実は真実である。</p> <p>平成29年3月6日の国会の審議では、J理財局長の答弁を通じて、代金減額の積算方法、瑕疵担保責任の免除等の契約内容、森友学園以外に買受申出がなかったこと等、森友問題の全体像が説明されたのに対し、安倍首相らに関する質疑はI議員の質疑の導入のみであったにもかかわらず、朝日新聞の記事(甲5の1)は、「A氏の存在が異例の売却手続きに影響したかどうか議論となった」、「色をなす首相『印象操作』」などと実際の質疑の内容とはかけ離れたものとなっていた。議事内容を掲載した部分(甲5の2)は、単なる抜粋でしかなく、新聞社が事実を再構成して論評を加えた「記事」といえるものではない。したがって、本件記述5は正当な論評である。</p>	<p>本件記述5は事実の摘示である。</p> <p>朝日新聞の記事(甲5の1,2)にはI議員の質疑について10行にわたる記述があるから、1行も記事にしなかったとの本件記述5の摘示事実は真実でない。</p>
6	本件記述6	<p>「見出しは上から順に、『B氏「A夫人から、口止めとも取れるメール』』『お人払いをされ、100万円を頂き金庫に』『夫人から財務省に、動きをかけて頂いた』とA叩きの虚報三連発」(99頁)</p>	<p>本件記述6は、「朝日新聞の記事(甲6)の3つの見出しが本筋から離れた点に集中し、重要部分を正しく反映したものではない」という意見ないし論評の表明であり、その前提事実は真実である。</p> <p>B理事長の証人喚問は、本件土地の売却を巡る経緯を浮かび上がらせるものであり、このうち安倍夫人に関する部分は、大きな割合を占めていなかったのであり、3つの見出しのすべてを充てるほどの意義はなかった。にもかかわらず、朝日新聞の記事(甲6)の見出しは、いずれも安倍夫人がB理事長のために種々の活動をしたと理解させ、安倍首相の森友問題への関与を強く疑わせるもので、森友問題に関する朝日新聞の観点を如実に反映するものである。本件記述6は、朝日新聞の記事が本筋と離れた点に集中して質疑の重要部分を正しく反映したものではないとの立場から、朝日新聞の報道を批判するものである。</p>	<p>本件記述6は、事実の摘示ではなく、「朝日新聞の記事(甲6)の3つの見出しが証人喚問全体の印象とは異なるもので適切な要約ではない」という意見ないし論評の表明であり、その前提事実は真実である。</p> <p>国会の審議では、J理財局長が森友問題の全体像が説明したにもかかわらず、朝日新聞の記事には、これについての記載が質疑と応答を併せて10行しかなく、本件土地の売却の全体像についての質疑が報じられていない。他方、安倍夫人への論及は証人喚問全体の10分の1に満たず、安倍首相らの関与については手がかりすら得られていなかったにもかかわらず、あたかも安倍夫人の関与があったかのような見出しを付して記事を掲載した。このような報道は本質に迫らない虚ろなものであるから、これを「虚報」と評するのは正当である。</p>	<p>本件記述6は事実の摘示である。</p> <p>B理事長は朝日新聞の記事(甲6)の見出しのとおり証言をしたから、これらの見出しを「虚報3連発」とする本件記述6の摘示事実は真実でない。</p>
7	本件記述7	<p>「『総理のご意向』が書かれた同じ文書のすぐ下に、『総理が議長なので、総理からの指示に見えるのではないかと書かれている。もし『総理の指示』があったらこういう言い方にはなるまい。指示がなかったからこそ『総理からの指示に見える』ような操作が必要だーこの文章はそう読める。朝日のスクープは、暗い影でこの部分を隠していたのである」</p> <p>「それどころではない。この日、朝日は後に政府が調査・公開した文書8枚(一部ずれがある)を既に入手していたが、『総理の意向』『官邸の最高レベル』という、安倍の関与を想像させる部分以外は、文書の内容をほとんど読者に紹介せず、未公開のまま、今日に至っているのである。」</p> <p>「入手文書の全文は後でご紹介するが、何百ページもの記録文書ではない。文字数にしてわずか611字、本来ならば政権スキャンダルとしてスクープした新聞社が、初報で全文公開するのが当然だろう。ところが全文どころか、朝日が繰り返し報道し続けたのは先程の文言2つだけだった。」</p> <p>「なぜか。文書全文を報道すると、朝日が贗造したい『安倍スキャンダル』が雲散霧消してしまうからだ。文書全体は、D学園の新獣医学部設置が全く『総理の意向』と関係なく折衝が進められていたことを示している。朝日新聞は、最初から世論の誤導を狙って、『総理の意向』でないことが分かってしまう部分を全て隠蔽して報道し続けたのである。」(151頁から152頁まで)</p>	<p>本件記述7は、「朝日新聞が読者に本件文科省文書の重要な部分を紹介していない」という意見ないし論評の表明であり、その前提事実は真実である。</p> <p>「大臣ご確認事項に関する内閣府の回答」と題する文書(甲14)の「総理からの指示に見えるのではないかと」との記述は、「総理からの指示」が存在しないことを前提とするものと理解でき、これを前提として朝日新聞の報道を批判したのは正当というべきである。</p>	<p>本件記述7は、事実の摘示ではなく、本件文科省文書の記述を「総理のご意向」や「総理の指示」が存在しないことを前提とするものと理解した上で、朝日新聞の報道内容を批判した意見ないし論評の表明であり、その前提事実は真実である。</p> <p>本件文科省文書は、その全体が報道されたことがなく、そのうちの「総理からの指示に見える」との記載のある文書(甲14)についても、その全文が掲載されたことはない。本件文科省文書は、朝日新聞の記事においては、常に影付きの写真を掲載し、あるいは一部を抜粋して論評を加えるという扱いしかされていなかったから、「文書の内容をほとんど読者に紹介せず、未公開のまま、今日に至っている」との事実は真実である。</p> <p>「総理が議長なので、総理からの指示に見えるのではないかと」との記載(甲14)は、通常の読み方によれば、実際には指示がないから「指示に見える」と表現されているものと読める。朝日新聞がこれを報じなかった理由は、朝日新聞の論旨に整合しなからと見るほかない。</p> <p>本件記述7の「なぜか。」以下の部分は、意図的に本件文科省文書の全体を明らかにしないまま政権批判を続ける朝日新聞の報道姿勢についての論評であるところ、その前提事実は上記のとおり真実である。</p>	<p>本件記述7は事実の摘示である。</p> <p>本件各文書に「総理の意向」でないことが分かってしまう部分は存在しないから、これを隠蔽したとの本件記述7の摘示事実は真実でない。</p>

番号		記述	被告Yの主張	被告飛鳥新社の主張	原告の主張
8	本件記述8	「ある人物が朝日新聞とNHKの人間と一堂に会し、相談の結果、NHKが文書Aを夜のニュースで、朝日新聞が翌朝文書群Bを報道することを共謀したとみる他ないのではあるまいか」(154頁)		本件記述8は、本件文科省文書の存在の報道に当たって朝日新聞とNHKとが連携した可能性があること指摘しもので、推論を提示したものにすぎないから、事実の摘示ではなく、意見ないし論評の表明であり、その前提事実は真実である。 本件文科省文書は、きれいに分離された上で、それぞれ同時期に朝日新聞とNHKによって報道されたのであるから、かかる事実を基礎として、推論を推論として提示することは正当な論評の表明というべきである。	本件記述8は事実の摘示である。 被告らは、本件記述8の摘示事実が真実であることを主張立証しない。
9	本件記述9	「実は、朝日新聞は、D学園問題を3月14日の第1報からこの日まで2ヶ月もの間、小さな記事3点でしか報じていない。ところが、国会では、(中略)5月15日まで、D学園に関する質問は実に56回もあったのである。朝日新聞はそれらの質疑を黙殺し続けていたのだ。」 「理由は2つ考えられる。安倍叩きとしては森友スキャンダルを賞味期限が切れるギリギリまで使いたかったというのが一点であろう。第二に、D学園問題の方が、森友学園に比べ不透明性が乏しい。」(158頁)	本件記述9の摘示事実は、重要部分において真実である。 平成29年3月14日から同年5月15日までの間の朝日新聞の記事のうち、ある程度の大きさがあり、かつ、D問題と関連性が高いものは3本(甲24の1, 2, 7)に限られる。内容も加味して考えれば、本件記述9の摘示事実は重要部分において真実であるといえる。	本件記述9の「理由は2つ考えられる」以下の部分は、朝日新聞の意図を「森友問題のインパクトを可能な限り残そうとしたもの」と推論するものであるから、事実の摘示ではなく、意見ないし論評の表明であり、その前提事実は真実である。 D問題に関する国会での質疑の回数に比して朝日新聞の記事の本数が少ない。	原告は、平成29年3月14日から同年5月15日までの間に朝日新聞の記事10点でD問題を報道していたから、本件記述9の摘示事実は重要部分において真実でない。
10	本件記述10	「以下は、私の推理である。D問題をスキャンダル化できる特ダネを探していた朝日新聞、NHK幹部らは3月以来、密議を繰り返してきた。その中で、文科事務次官を天下り幹旋で事実上更迭された直後だったFとの接触が始まる。」(159頁) 「現時点では取材拒否が多く、明らかにならない推定を含むことはお断りしておく。が、当たらずといえども遠からずではないか。要するに、Dスキャンダルは朝日新聞とNHKとの幹部職員が絡む組織的な情報操作である可能性が高い」(160頁)		本件記述10は、推論を提示したものであるから、事実の摘示ではなく、意見ないし論評の表明であり、その前提事実は真実である。 F元事務次官は天下り幹旋の問題を取りざたされたことがあり、本件文科省文書は、きれいに分離された上で、それぞれ同時期に朝日新聞とNHKによって報道された。	本件記述10は事実の摘示である。 被告らは、本件記述10の摘示事実が真実であることを主張立証しない。
11	本件記述11	「D学園問題は更にひどい。全編仕掛けと捏造で意図的に作り出された虚報である。(中略)今回は朝日新聞が明確に司令塔の役割を演じ、全てを手の内に入れながら、確信をもって誤報、虚報の山を築き続けてゆく。何よりも驚くべきは、Fたった一人の証言で2カ月半、D問題を炎上させ続けたことだ。」(164頁) 「朝日新聞とそれに追隨するマスコミは、大騒ぎを演じた2カ月半、これらの当事者に殆ど取材せず、報道もしていない。F一人の証言だけでD問題を報じ続けた。」(165頁)	本件記述11の「全編仕掛けと捏造で意図的に作り出された虚報」の部分は、事実の摘示ではなく、「F元事務次官の供述を不当に重視して繰り返し利用しながら、それ以外の関係者に対する取材をほとんど行わず、あるいはそれ以外の関係者の供述を不当に軽視して報じなかった」という意見ないし論評の表明であり、その前提事実は真実である。 D問題に関する朝日新聞の記事は、森友問題に関するものと比較して「官邸の最高レベル」、「内閣府」、「官房副長官」といった安倍首相の関与を示唆する見出しが極めて多く、また、これらの見出しは、F元事務次官の発言が群を抜いて多い。 「たった一人の証言」とは、「極めて少数の者の証言でしかない」ということを表現した誇張表現である。	本件記述11は、事実の摘示ではなく、「朝日新聞がD問題の本質の問題を取り上げず、内実の伴わない虚ろな疑惑を演出してきた」という意見ないし論評の表明であり、その前提事実は真実である。 「全編仕掛けと捏造で意図的に作り出された虚報」の基礎となる事実は、朝日新聞が、D問題について、本件文科省文書の一部を意図的に報道しなかったこと、NHKと時期や内容をすり合わせて報道したこと、国会での審議の内容に比して少数の記事でしか報道しなかったこと等であり、いずれも真実である。	本件記述11は事実の摘示である。 本件記述11の「虚報である」の部分について、被告らは、その摘示事実が真実であることを主張立証しない。 本件記述11の「F一人の証言だけで」の部分については、原告は多くの当事者に取材し、多くの記事を掲載して幅広く報じていたから、その摘示事実は真実でない。

番号		記述	被告Yの主張	被告飛鳥新社の主張	原告の主張
12	本件記述12	<p>「『官房副長官が指示』メール」ともあったが、それはD学園の獣医学部新設を決定する過程に副長官Eの指示があったと見える文書が新たに見つかったことを指す。(中略)朝日新聞は逆に、Eと文科省が文書の内容を巡って対立しているとして、Eの言い分を全く度外視した紙面を作り続けた。この文書内容は後に文科省自身も誤りを認めEに謝罪している。もはや、朝日は偽文書を元に政治家を叩くことにさえ躊躇がないのである。」(217頁)</p>	<p>本件記述12は、事実の摘示ではなく、「朝日新聞がE副長官の言い分を度外視した」という意見ないし論評の表明であり、その前提事実は真実である。</p> <p>朝日新聞は、同人を批判する記事を掲載しながら、その間、同人に対する取材を一度もしていなかった。</p> <p>なお、E副長官から指示指示があったとの伝聞を記載した11月1日付メール(甲41参照)は、その記載内容の真偽については文部科学省が何も述べておらず、内閣府がこれを虚偽としているから、記載内容は虚偽であると考えられ、「偽文書」は存在した。</p>	<p>本件記述12は、事実の摘示ではなく、「朝日新聞がE副長官の言い分を度外視した」という意見ないし論評の表明であり、その前提事実は真実である。</p> <p>朝日新聞の記事(甲45)は、2頁で「また文書 政権攻防」などの見出しを付して大々的に取り上げ、あたかも政権が弁解に終始しているかのような印象を与えているが、E副長官の言い分については、取材を直前になって取りやめた上、書面で文書の内容を全面的に否定するコメントを発表したなどの経緯のみに触れ、実際のコメントは4頁(甲64)に掲載され、読者の目の届きにくい場所を追いやられていた。このような紙面の構成は読者の誤解を生み出すものである。</p> <p>「度外視」しているか否かは、発言の掲載の有無で決まるものではなく、記事の内容によって決すべきところ、朝日新聞の記事(甲41から43まで)は、E副長官が指示をしたとの記述のあるメールが存在することを前提に、これを否定する同人の発言が虚偽であるかのような構成になっている。したがって、朝日新聞が同人の言い分を度外視しているとの評価は妥当である。</p> <p>なお、文科省は、E副長官に対し、直接的には10月21日付文書について謝罪したのであるが、11月1日付メールにもE副長官の関与があったかのような記載があるから、文科省の謝罪は両者について内容に誤りがあったことを謝罪する趣旨というべきである。</p>	<p>本件記述12は事実の摘示である。</p> <p>本件記述12の「度外視」の部分について、原告は、朝日新聞の記事(甲41から43まで)において、少なくとも3回、E副長官の発言や言い分を見出しを付して掲載しているから、その摘示事実は真実でない。</p> <p>また、本件記述12の「偽文書」の部分について、メールは偽ではないから、その摘示事実は真実でない。</p>
13	本件記述13	<p>「時系列で読み解くと、朝日がなぜこの文書をひた隠してきたかがよくわかるはずだ。」(256頁)</p> <p>「こうして8枚いずれの文書も、徹底的にサボタージュしてきた関係省庁を、M、N、O、Eらがそれぞれの立場から解きほぐし、圧力団体やP副総理の意向に配慮しながら、行政手続きと規制突破を両立させるべく腐心している様子を伝えている。朝日新聞をはじめマスコミが『総理の意向』以外の部分を徹底的に隠したのはその為だったのだ。朝日新聞やFの主張し続けた『安倍の意向』は全て、彼らが持ち出して大騒ぎした文書自体によって否定されていたのである。」(267頁から268頁まで)</p>	<p>本件記述13を含む本件書籍の第5章は、関係資料や関係者の発言等に基づいてD問題の真相に迫ったものであって、全体として意見ないし論評の表明である。本件記述13は、その過程で朝日新聞の報道を批判したものであり、事実の摘示ではなく、意見ないし論評の表明であり、その前提事実は真実である。</p>	<p>本件記述13は、事実の摘示ではなく、「丁寧に文科省文書を読めば最初から疑惑などなかったことが明らかになり、したがって、朝日新聞は、本件文科省文書の一部を消したり、E副長官の言い分を軽視し、疑惑ありきの報道に終始していた」という総括的な意見ないし評論の表明であり、その前提事実は真実である。</p> <p>本件記述13は、D問題に関する本件書籍の記載内容全てを前提として、本件文科省文書(甲14)を足掛かりに最終結論を示そうとするのであるから、原告が問題視してきた本件各記述のみならず、それ以外の多数の客観的事実(例えば、獣医の需要の状況や国家戦略特区での議論)に基づくものであり、その前提事実は真実であって、正当な論評である。</p>	<p>本件記述13は事実の摘示である。</p> <p>本件各文書によって「総理の意向」であることは否定されないし、朝日新聞の記事は「総理の意向」以外の部分も報じており、朝日新聞がこれを徹底的に隠した事実もないから、本件記述13の摘示事実は真実でない。</p>